

知的財産と国際標準

2003年4月22日

三菱電機株式会社

代表取締役社長 野間口 有

我が国産業の競争力強化に向けて

全ての機器がネットワークに接続される時代

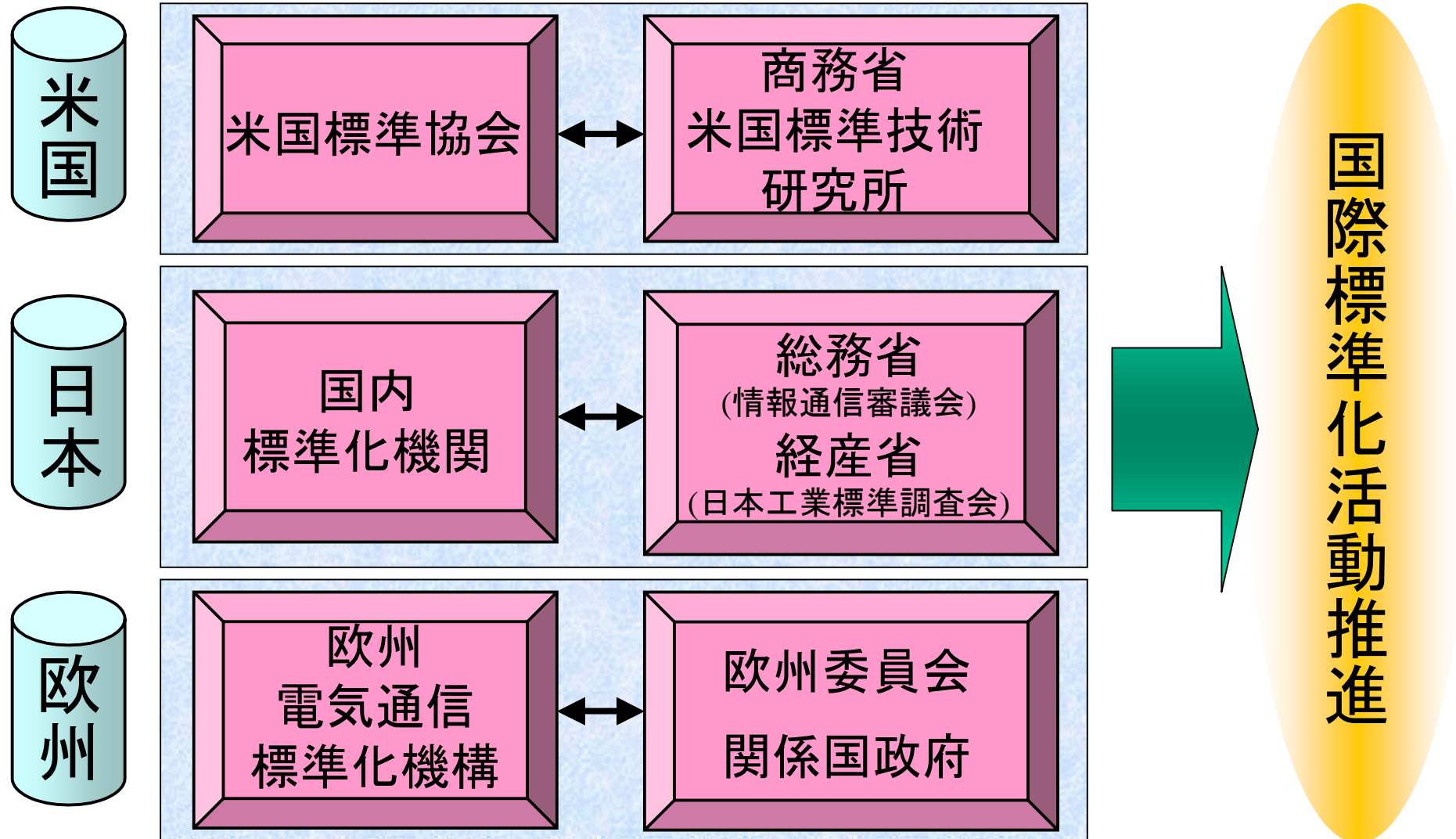
市場・技術のグローバル化の時代



研究開発、知的財産、国際標準化を
連携させた戦略的取り組みが重要

国際標準関連知的財産に関しては、
知的財産運用の仕組みづくりが重要

国際標準化活動の現状



日本発技術の国際標準化を目指して

戦略的国際標準化活動の強化

国際標準化を視野に入れた研究開発活動

[企業レベル] [国レベル]

提案型国際標準化活動

- ・産官学連携の強化
- ・国際標準化活動の場でリードできる人材育成

国際標準関連特許審査に関する運用緩和

- ・補正制限の審査基準緩和
- ・審査請求後の権利付与の迅速化

知的財産運用の仕組みづくり

国際標準が設定された製品（MPEG、DVD、携帯電話等）

- ・製品が多く的高度技術によって成り立つ
- ・技術が専門化、融合化する

⇒ 非常に多くの関連特許の存在

⇒ 特許交渉・契約の増大/特許係争多発化

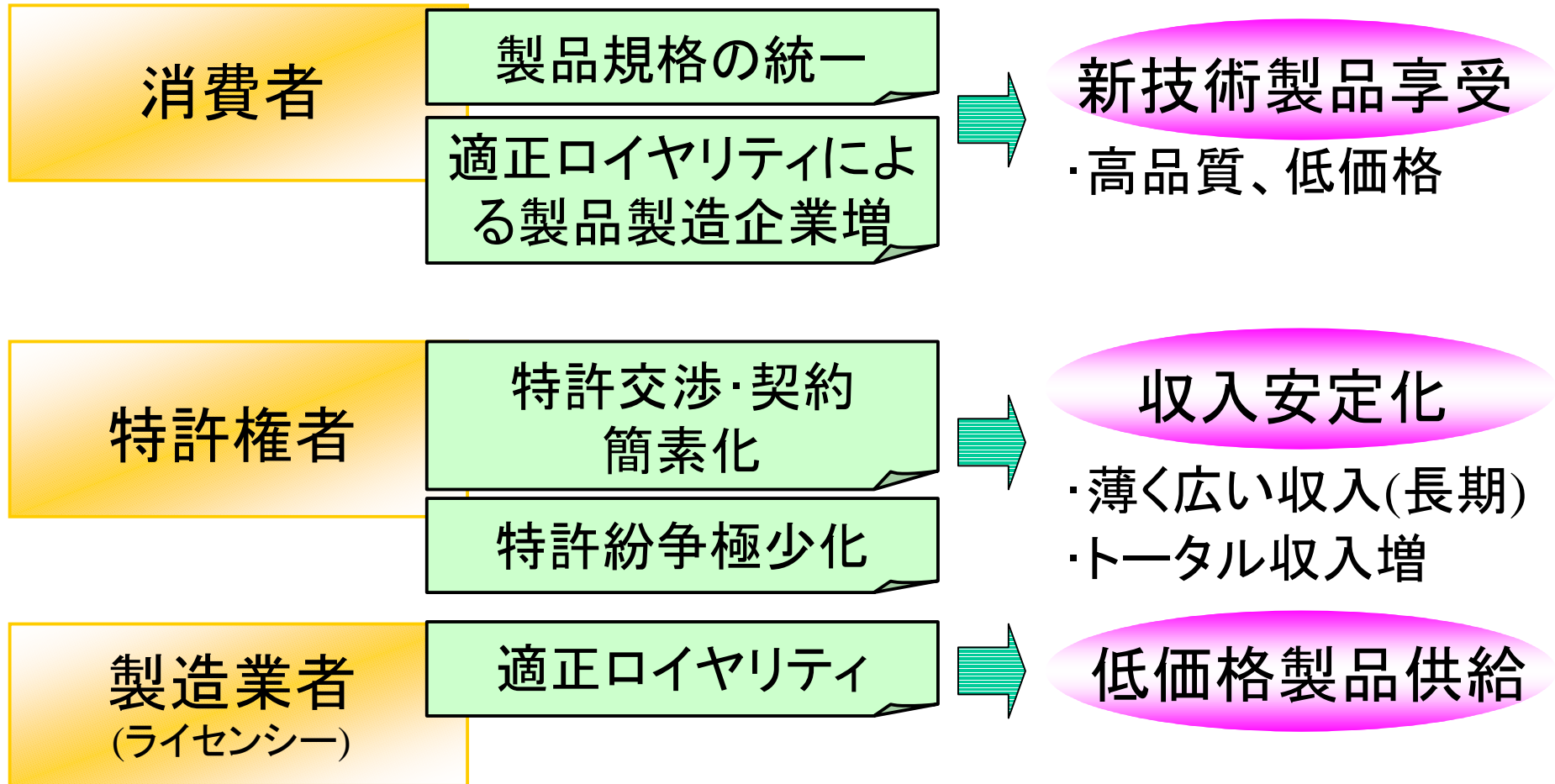


新たな特許活用の仕組みの必要性

集合ライセンスシステム (Collective Management System)

特許保有者が認定された関連特許を共通の場に提示し、一括して使用許諾を実施する仕組み

集合ライセンスシステムのメリット



集合ライセンスシステムの例

○パテントプール

- 動画圧縮伝送 <MPEG2>
- 音声符号化
- DVD: プレーヤー、ドライブ、デコーダ
ディスク

○パテントプラットフォーム

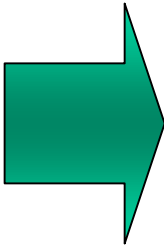
- 第三世代携帯電話 <3G3P>

国際標準関連知財の運用(提案)

集合ライセンスシステムの仕組みづくり

<課題>

- ・ライセンスシステムに参加しない第三者対策
- ・ライセンス料の高額化対策(全体キャップ値の設定)
- ・国際標準関連特許の認定の在り方

- 
- ・国際標準化は情報通信以外の分野でも重要に
 - ・国際標準関連知財の運用の仕組みづくりは喫緊の課題